

仕様書

1 件名

岡山市議会タブレット端末貸借

2 目的

ペーパーレス会議の実施並びに議案等行政資料の閲覧や情報収集活動の迅速化を図るために必要となるタブレット端末の貸借を行うもの。

3 契約期間及び貸借期間

- (1) 契約期間 契約日から令和9年3月31日まで
- (2) 貸借期間 令和8年4月3日から令和9年3月31日まで
- (3) 引渡期日 令和8年4月3日まで

4 貸借品

(1) タブレット端末①

台数：62台
機種：iPad Pro（第4世代以上）
サイズ：12.9インチ以上
モデル：Wi-Fi + Cellular モデル
容量：64GB以上
色：グレー（同一色の納品が困難な場合は事前に発注者に相談すること）
付属品：端末に適合する充電ケーブル、USB 電源アダプタ
その他：新品中古を問わないものとする

(2) タブレット端末②

台数：27台
機種：iPad Air（第4世代以上）
サイズ：10.9インチ以上
モデル：Wi-Fi + Cellular モデル
容量：64GB以上
色：スペースグレイ（同一色の納品が困難な場合は事前に発注者に要相談）
付属品：端末に適合する充電ケーブル、USB 電源アダプタ
その他：新品中古を問わないものとする

(3) データ通信

- ・回線数：89 回線
- ・データ通信：1 台あたり 20GB/月以上、100Mbps 以上
 - ※ 上限に到達するまでは通信速度が制限されないこと。
- ・タブレット端末で利用可能な 4G/LTE 通信方式で接続できるものとし、常に安定的に利用できること。
- ・インターネット及びメール等を利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。
- ・災害時などにおいても安定して通信サービスが利用できる MNO 事業者とする。
- ・通信に障害が発生した場合、速やかに対応すること。

※本契約は、データ通信込みのタブレット端末の賃貸借契約とする。

(4) モバイル端末管理 (MDM)

- ・盗難、紛失時に、管理者又は通信キャリア側によるタブレット端末に対しての遠隔操作でロック及びデータ消去が可能であること。また、位置情報により端末の検索が可能なこと。
- ・有害サイトへのブロックやアクセス制限等のフィルタリング機能を有すること。
- ・アプリのインストールを管理できる機能を有すること。

(5) 通信キャリアメール

- ・通信キャリアメールを使用可能とし、指定するメールアドレスを設定すること。

(6) セキュリティ

- ・ID ごとにパスワード等によるアクセス制御及び利用者制限の制御がなされていること。
- ・第三者による不正使用または情報漏洩に対する十分のセキュリティ対策が講じられていること。

(7) マニュアル

- ・タブレット端末の設定手順に関するマニュアルを提供すること。
- ・利用者マニュアル及び管理者マニュアルを提供すること。
- ・機器の交換又は修理に伴う初期設定において、利用者自身で行えるよう管理者サイト等に変更が生じた場合は、最新の状況に対応するマニュアルを提供すること。

(8) その他

- ・賃貸借物品の調達については、落札者の責任で対応すること。

- ・契約期間内における賃貸借物品に係る部品等の供給が保証されていること。

5 導入作業

- ・起動確認及び初期設定を行い、納品後すぐに使用可能な状態にしておくこと。
- ・指定するメールアドレス、ID、パスワード等を登録すること。
- ・導入作業の詳細は事前に発注者と打ち合わせることとし、作成した初期設定内容等の成果物を提出すること。
- ・導入作業にあたり必要な情報は、別途発注者が提供する。

6 納入作業

- ・初期設定をすべて行った状態で、令和8年4月3日までに納品すること。
- ・機器の搬入にあたって、受注者は、事前に日程及び作業方法に係る書面を提出するとともに、発注者の指示に従うこと。
- ・受注者は、作業進行状況を管理し、発注者に適宜報告を行うこと。
- ・不要な梱包材は引取り及び処分を行うこと。
- ・賃貸借物品に欠陥が発見された場合には、迅速に対応すること。
- ・受注者は、納品時に発注者へ機器の操作方法について説明を行うこと。

7 保守

- ・機器の利用及びトラブルに関する問い合わせに対応すること。対応は、原則として市役所開庁日の午前9時から午後5時までとする。ただし、これ以外であっても、会議等での使用において緊急事態が発生した場合には、電話等による速やかな対応を行うこと。
- ・機器に自然事故もしくは使用者の過失による修理が必要となった際に、契約期間において、機器一台につき最低限1回は無償での修理又は同等機種 of 代替品への交換ができるものとする。ただし、使用者の故意、重過失、水濡れによる故障の際は、双方の協議により対応を決定する。
- ・機器の交換又は修理に伴う初期設定については、別途発注者と協議をすること。
- ・機器の紛失及び盗難時は、発注者からの連絡を受け、遠隔によるロック・データの削除の対応を行うこと。

8 契約期間満了時の対応

- ・受注者は、契約期間終了後、内蔵ストレージ等のデータが復元できないように削除等をした後、機器の回収を行うこと。
- ・データの消去方法及び削除する範囲については、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。作業後はデータ消去または削除を証明する書類を作成し、1か月程度を目

安に発注者へ提出すること。

9 支払方法

当該物件の賃貸借期間における総額を12等分した金額を月額賃借料とする。ただし、1円未満の端数が生じるときはその分を最初の支払い月に支払うものとする。

10 その他

- ・機器の導入、納品及び回収に係る経費は、受注者の負担とし当該契約に含めること。
- ・機器の導入、納品及び回収の際に、施設や設備、他の機器に損害が生じた場合は、受注者は自らの責任により、これに係る修復又は賠償等の補償を行うこと。
- ・納品後、発注者が別途調達するクラウド型文書共有システム（アプリケーション）のインストール等を行う際に不具合（ハードエラー）が生じた場合は、発注者及び当該システム提供事業者に対して支援を行うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者がその都度協議して定めるものとする。